物品購入等に係る登録業種や登録地区の追加について

独立行政法人都市再生機構

　新たに登録業種の追加を希望する場合や、登録地区の追加を希望する場合には、次の書類を提出してください（既に登録済の大分類については提出不要です。）。

**○　登録業種の追加を希望する場合**

１ 提出書類

(1)　競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式１】

(2)　物品購入等登録業種追加申請書…【様式２－１～３】

(3)　委任状…【様式４】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

（4）送付前チェックシート

(5)　受理票…【様式５】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入してください。

２ 物品購入等登録業種追加申請書（様式２－１～３）の記入要領

(1)　「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号７ケタを記入してください。

(2)　「21 製造等実績高」の各欄については、次により記入してください。

①　「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、追加を希望する別表１の受付業種の区分の小分類及び略号を記入してください。なお、**追加希望業種に係るもの以外は記入しないでください**。（当該欄には様式２－２で品目を選択することにより自動で業種区分が表示されます。

②　「直前１年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去１年間の決算を、「直前２年度分決算」とは直前１年度分決算の前の１年間の決算を、「直前２か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を２で除して得た額であり、千円未満を四捨五入したもの。）をそれぞれいいます。

　　なお、決算が１事業年度１回の場合には、「直前２年度分決算」及び「直前１年度分決算」の各欄のうち右側欄のみ記入してください。

③　**各々の金額については、消費税を含まない額とします**。

(3)　「27 設備の額」欄については、「別表１　業種区分」のうち「製造」を希望する場合、次の区分により貸借対照表に掲げられた金額を記入してください（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下この項において「規則」という。）の適用がない申請者については、これに準じて記入してください。）。

①　「① 機械装置類」　規則第23条第１項第３号「機械及び装置（その附属設備を含む。）」に該当するもの。

②　「② 運搬具類」　　 規則第23条第１項第４号「船舶（水上運搬具を含む。）」及び第５号「車両及びその他の陸上運搬具」に該当するもの。

③　「③ 工具その他」　 規則第23条第１項第２号「構築物」、第６号「工具、器具及び備品」、第９号「建設仮勘定」及び第10号「その他」に該当するもの。

(4) 「28 主要設備の規模」欄は、「27 設備の額」欄の記入対象とされた設備の中から、希望する営業品目に係る主要なものの名称、能力及び台数を記入してください。

　　　なお、設備がリースである場合は、（　）書きでリースと明記のうえ、その名称、能力及び台数を記入してください。

（例）

|  |
| --- |
| ○○印刷機　　　　ＫＣ－１　〇〇〇〇枚／時　　○○台  △△電子写植機　　ＰＣ－Ｘ　　〇〇〇字／分　　○○台（リース） |

(5)　「営業品目一覧」

　　別表１「受付業種の区分」を参照し、様式２－２「営業品目一覧」において、希望する品目コードに「○」印を記入してください。また、Ａ－14－ｆ、Ｂ－7－ｆ、Ｃ－10－ａを選ばれた場合は、具体的な取扱品目等も併せて記入してください。

(6)　「営業所の所在地」

　　　追加希望業種区分に係る登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を１つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

　　①　「所在地」の丁目、番地は「－」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。

　　②　「電話・ＦＡⅩ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡⅩ番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－」（ハイフン）で区切って記入し、（　）（カッコ）は用いないでください。ＦＡＸ番号を持っていない場合は、「－」（ハイフン）と記入してください。

　　③　追加希望業種区分の登録希望地区が既に登録している業種と同地区での登録となる場合（下記の例示参照）、所在地の欄に「変更なし」と記入し、電話番号・FAX番号欄は空欄にしてご提出ください。

　　　　例）当初、「東日本」、「中部」地区で「物品販売」の業種で登録した後、

　　　　　　追加で「中部」地区において「役務提供」の業種を登録する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　区  業　種 | 東日本 | 中部 | 西日本 | 九州 |
| 物品販売 | ○ | ○ |  |  |
| 役務提供 |  | ● |  |  |

　　④　業種追加を希望する地区について、登録済みの営業所を変更する場合には競争契約参加資格審査申請書変更届【様式１】に「営業所変更」と記載のうえ、所在地の欄に変更後の住所を記入してください。

**○　登録地区の追加のみを希望する場合**

１ 提出書類

(1)　競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式１】

(2)　物品購入等登録地区追加申請書…【様式３－１・３－２】

(3)　委任状…【様式４】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

（4）送付前チェックシート

(5)　受理票…【様式５】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入してください。

２ 物品購入等登録地区追加申請書（様式３－１、２）の記入要領

(1)　「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号７ケタを記入してください。

(2)　「登録希望地区」欄については、登録を希望する地区の欄に○を記入してください。

(3)　「営業所の所在地」

　　　登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を１つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

　　①　「所在地」の丁目、番地は「－」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。

　　②　「電話・ＦＡⅩ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡⅩ番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－」（ハイフン）で区切って記入し、（　）（カッコ）は用いないでください。ＦＡＸ番号を持っていない場合は、「－」（ハイフン）と記入してください。

　　③　既に登録している業種の登録地区と同地区での登録となる場合及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

　　　　例）当初、「物品販売」の業種で「東日本」、「中部」地区を登録、「役務提供」の業種で「東日本」地区を登録していた後、追加で「役務提供」の業種を「中部」地区で登録する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　区  業　種 | 東日本 | 中部 | 西日本 | 九州 |
| 物品販売 | ○ | ○ |  |  |
| 役務提供 | ○ | ● |  |  |

　　　　　　このような場合には「営業所の所在地」の記載は不要です。

**○　提出方法**

電子メール方式により受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に資格審査担当（電話096-288-1652）に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。詳細については別表２の申請方法及び宛先の記載に従い、『１　提出書類』に記載の申請書類をご提出ください。郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください。

なお、手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

以 上

別表１　業種区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大  分  類 | 略  号 | | 小 分 類 | 品 目 例 |
| 物  品  販  売 | Ａ | １ | 事務用品 | ａ筆記具、ｂ事務用消耗品、ｃ小型事務用品（パンチ、ナンバーリング、ホチキス等)､ｄファイリング用品、ｅ製図用品、ｆ電子計算機用消耗品、ｇ事務用紙製品、ｈその他 |
| ２ | 事務機械 | ａシュレッダー、ｂフォーム断裁機、ｃ複写機、ｄ郵便料金計器、ｅ計算機、ｆＯＡ機器（パソコン、プリンター等）、ｈ時計、ｇその他 |
| ３ | 事務用家具 | ａ木製・スチール製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット、カウンター等)､ｂ黒板、ｃ金庫、ｄ保管庫、  ｅ書庫、ｆ掲示板、ｇ応接セット、ｈその他 |
| ４ | 日用品雑貨 | ａトイレットペーパー、ｂお茶・コーヒー、ｃ洗剤、ｄ食器類、  ｅその他 |
| ６ | 医薬品 | ａ医薬品、ｂ医療器具、ｃ医療機械、ｄ医療雑貨、ｅその他 |
| ７ | 電気器具 | ａ家庭用電化製品、ｂ業務用電化製品、ｃ照明器具、ｄその他 |
| ９ | 燃料 | ａ軽油、ｂ灯油、ｃガソリン、ｄグリース油、ｅ潤滑油、  ｆその他 |
| 10 | 繊維製品 | ａ織物、ｂ制服、ｃ事務服、ｄ作業服、ｅ雨衣、ｆ白衣、  ｇじゅうたん、ｈ寝具、ｉ安全靴、ｊ長靴、ｋその他 |
| 11 | 精密機械 | ａ制御機器、ｂ音響測定機器、ｃ光学機器、ｄ風向風速計、  ｅ気象機器、ｆ試験機測定器、ｇその他 |
| 12 | 写真材料 | ａカメラ用品一般、ｂフィルム、ｃ映写機、ｄスクリーン、  ｅマイクロ機械、ｆその他 |
| 13 | 図書・新聞 | ａ書籍、ｂ雑誌、ｃ新聞、ｄ地図、ｅその他 |
| 14 | その他 | ｂ消火器、ｃ徽章、ｄカップ・トロフィー、ｅ防災用品、  ｇ商品券、ｈ電気の供給、ｆその他 |
| 製  造 | Ｂ | １ | 印刷 | ａ活版、ｂ平板、ｃフォーム、ｄタイプオフセット、  ｅ謄写印刷、ｆその他 |
| ２ | 青写真・マイクロ | ａ青写真、ｂマイクロ、ｃその他 |
| ３ | 模型 | ａ地形模型、ｂ建築模型、ｃ立体模型、ｄ立体地図、ｅその他 |
| ４ | 精密機械 | ａ制御機器、ｂ音響測定機器、ｃ光学機器、ｄ風向風速計、  ｅ気象機器、ｆ試験機測定器、ｇその他 |
| ５ | 繊維製品 | ａ織物、ｂ制服、ｃ事務服、ｄ作業服、ｅ雨衣、ｆ白衣、  ｇじゅうたん、ｈ寝具、ｉ安全靴、ｊ長靴、ｋその他 |
| ６ | 映画・スライド | ａ映画、ｂスライド、ｃビデオ製作、ｄその他 |
| ７ | その他 | ａ印章、ｂゴム印、ｃ製本、ｄ封筒、ｅ厨房機器、ｆその他 |
| 大  分  類 | 略  号 | | 小 分 類 | 品 目 例 |
| 役  務  提  供 | Ｃ | １ | 清掃 | ａ清掃、ｄ廃棄物処理、ｅ害虫駆除、ｃその他 |
| ２ | 運輸 | ａハイヤー、ｂタクシー、ｃ自動車整備、ｄ荷貨物通運事業、  ｅその他 |
| ３ | 広告 | ａ広告の企画・実施、ｂその他 |
| ４ | 装飾 | ａ装飾用植木、ｂ貸植木、ｃ生花造花、ｄ絵画、ｅ彫刻物、  ｆその他 |
| ５ | デザイン | ａデザイン、ｂ印刷物の企画、ｃ編集、ｄその他 |
| ６ | サービス | ａホテル業、ｂ食堂、ｅ事務所等警備、ｃビル総合管理、  ｄその他 |
| ７ | ソフトウエア・受  託計算 | ａコンピューターサービス、ｂ情報処理サービス |
| ８ | 調査・研究 | ａ調査、ｂ研究、ｃその他  ※ 建設事業の計画又は工事の施工に関するものを除く。 |
| ９ | 物品賃貸 | ａレンタル、ｂリース |
| 10 | その他 | ａその他（翻訳、速記、通訳、不動産の登記、不動産の仲介、保守点検、クリーニング、写真撮影、宛名書、研修、損害保険、金融、情報通信等） |
| 物件買受け | Ｄ | １ | 物品買受け | ａ不用品買受け、ｂその他 |

〔注〕　希望の業種について品目例に当てはまらない場合は、物品販売Ａ-14-f、製造Ｂ-７-f及び役務提供Ｃ-10-aの「その他」を選択し、申請様式に具体的な取扱品目をご記載ください。

別表２　申請方法及び宛先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、  茨城、栃木、群馬、長野、  新潟、富山、石川、山梨、  秋田、山形、宮城、岩手、  福島、青森、北海道 | 本　社 | **電子メール方式で申請してください。**  [**https://www.ur-net.go.jp/order/info.html**](https://www.ur-net.go.jp/order/info.html)  **※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。**  **＜申請ガイドリンク＞**  [**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido20241101.docx**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido20241101.docx)  **ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。**  **〒８６０－０８０４**  **熊本市中央区辛島町5-1**  **日本生命熊本ビル12階**  **独立行政法人都市再生機構**  **令●・●物品審査担当**  **電話096-288-1652**  ※持参等によるご来訪はご遠慮願います。 |
| 東　北　震　災  復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本  都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本  賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、  奈良、和歌山、兵庫、岡山、  広島、鳥取、島根、香川、  徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、  大分、宮崎、鹿児島、山口、  沖縄 | 九　州　支　社 |

１　東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。

２　各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。

**３　手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。**

〔注〕

・当機構の電子メール申請に関しては、添付書類のデータサイズの合計が2GB を超える場合、システムにアップロードできません。その場合は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

・電子メール方式により申請する場合には、受理通知は申請メールの送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

・添付書類等に疑義がある場合は、内容確認のため資格審査担当から担当者へ連絡させていただく場合があります。

・申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

・最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。